

## 《会議要点記録》

|             |  |
|-------------|--|
| <b>名 称</b>  | 令和4年度第1回 文京区空家等対策審議会   |
| <b>日 時</b>  | 令和4年6月24日（金）午前10時00分～午前11時55分  |
| <b>会 場</b>  | 文京区シビックセンター24階 第2委員会室  |
| <b>次 第</b>  | 1 開会<br>2 委員委嘱<br>3 区長挨拶<br>4 文京区空家等対策計画改定の諮問<br>5 新委員・新幹事紹介<br>6 議題<br>文京区空家等対策計画改定（たたき台）について<br>7 その他<br>8 閉会  |
| <b>配付資料</b> | ・次第<br>・別紙1 文京区空家等対策計画改定（たたき台）について（概要）<br>・別紙2 文京区空家等対策計画改定（たたき台）  |
| <b>出席者</b>  | <委員（名簿順）><br>平田 京子 会長、樋野 公宏 副会長、小笠原 友輔 委員、大野 仁子 委員、<br>三上 紀子 委員、新井 浩二 委員、田中 健二 委員、中根 賢司 委員、<br>黒島 寛二 委員、戸野塚 一枝 委員、瀧澤 綾子 委員、篠木 一拓 委員、<br>原田 武志 委員、廣田 耕一 委員<br><幹事（名簿順）><br>澤井 都市計画部長、村田 総務部危機管理課長、 榎戸 区民部区民課長、<br>福澤 福祉部福祉政策課長、有坂 都市計画部住環境課長、<br>川西 都市計画部建築指導課長 |
| <b>欠席者</b>  | なし   |
| <b>傍聴者</b>  | 1名   |

### 1 開会

全員出席、半数以上の委員出席により当審議会成立。

### 2 委員委嘱

成澤区長から、田中健二委員及び黒島寛二委員に対し、委嘱状を交付。

### 3 区長挨拶

成澤区長から挨拶を行った。

### 4 空家等対策計画改定の諮問

成澤区長から平田会長に諮問文を渡した。

### 5 新委員・新幹事紹介

新委員二名を紹介し、挨拶。新幹事・事務局職員を紹介。

## 6 議題

### 文京区空家等対策計画改定（たたき台）について【別紙1及び別紙2】

#### <事務局説明>

事務局から別紙1及び別紙2に基づき、文京区空家等対策計画改定（たたき台）について説明を行った。

#### <委員意見・質疑応答>

（委員意見）

文京区空家等対策計画は、当初のスタートは特定空家、危険な空家を壊すことに注目し作られていたが、今回の計画改定たたき台では内容を充実し、データや空家の調査結果、補助の枠組みが記載してある。今回の計画改定たたき台について、感想も含め積極的な意見をお願いしたい。（平田委員）

（委員質疑）

1 ページ「計画改定の背景、目的」の中の赤い下線中に、特定空家等の対象に「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される」空家等を含めることが明記された記載がある。この「予見される」という判断をどのように行うのか、根拠と基準について今後どのように考えるか尋ねたい。（新井委員）

（事務局回答）

「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される」という部分は、外的な状況も踏まえて確認し判断している。また、そのまま放置すると、今後将来につながり危険、又は衛生上有害になることが予見される空家等については、事前に確認し、対応や処置を行っていくという考え方が示されたものである。（川西幹事）

（委員質疑）

「予見される」という言葉は、ある一定の基準がないとその判定が難しいのかと考え質問した。今後この内容について検討していただきたい。（新井委員）

（委員意見）

これは国の話だと思うが、この基準について国で説明や判断、明文化していないか。（平田委員）

（委員意見）

今の話に関し、令和3年6月に改正された国の特定空家等ガイドラインに「予見される」ことの「参考になる考え方」が挙げられているため、参考として記載することも考えられる。（小笠原委員）

（委員意見）

特定空家等になる前に所有者に働きかけをすることが大事だと思っている。

17 ページ「所有者等による空家等の適切な管理の促進施策」について、まず（2）「所有者等への周知」の最後に「適正な管理を促す」という文章がある。区として空家等の所有者に対し、どの

程度の頻度でどのような促しを行うかということ、別途きめ細かくしておかなくてはならない。

また、(1)で台帳の整備をした後に、適正管理の働きかけが一番重要だと思う。200件ほど空家が認識されているが、ここ数年変わっていないということは、その間、周辺の住環境は悪化したままと考えられる。区の働きかけの内容を決めておくことが必要ではないか。(新井委員)

(事務局回答)

211件に関して、文京区で空家等の件数を確認し、数字はあまり変化していないが、多くの空家等が解消し、多くの空家等が新規に追加され、増減が大体拮抗している。住環境課も含め、危険なところや経緯を見ながら、これまでどおり所有者等に適切な管理を周知し、利活用等の説明や案内をしっかりと行っていきたい。

今後空家等が増えることも考えられ、引き続きどのように対策していくのか、周知も含めて今後の研究検討課題になると考えている。(川西幹事)

(委員質疑)

13ページ「空家等の町別分布状況」の中で色が濃く空家が多い、例えば本郷の件数の根拠や考察はあるか。(篠木委員)

(事務局回答)

本郷地区の32件が非常に多いのが特徴的である。区内には一戸建て住宅が全体的に一番多く、32件の割合を見ると、区内全体で一戸建て住宅が約8割程度のところ、本郷地区は約6割。また区内全体で店舗が5%程度のところ、本郷地区は18%と多い。店舗等の空家等の件数も多い。全体的に本郷地区には住宅が多く、空家等の総数が多い特色がある。

また、今後は特色を踏まえどのようなアプローチを構想するか、引き続き内容を分析し効果的な対応・対策を講じていきたい。(川西幹事)

(委員質疑)

本郷以外の町の特色や傾向は同じか。現時点で分かる範囲でお願いしたい。(篠木委員)

(事務局回答)

千駄木や大塚も他の区域と大体同じく、木造住宅や一戸建て住宅の件数が多い。今後さらに情報収集、調査確認をして、空家等の解消につなげていきたい。(川西幹事)

(委員質疑)

1点目は6ページ「6 計画期間」で、計画の期間が令和5年度から14年度までの10年間となっている。普通このような計画は5カ年が多いが、今回10カ年にした理由はどのようなものか。10年経つと相当状況も変わるため、スパンとして長い印象がある。

2点目は14ページ「4 空家等対策における課題」で、課題というか原因を大きく4つまとめてあるが、211件の内訳はどうか。文京区において、空家が生じる一番の原因、真因は何が多いのか、特性を教えてほしい。文京区としてどこに一番力点を置かなくてはならないのか、浮き彫りにしたほうがよい。

3点目、5ページに空家等の定義がある。共同住宅や集合住宅の一部空室については空家特別措置法の対象ではないが、現実はその周辺の危険性や景観など環境に与える影響がある。特に文京区

の場合は非常に住みよい街として評価を得ているため、集合住宅や共同住宅でも空家が増えると、長期的にあまりよくない。法律の対象外であっても少し視野に置いたほうがよいのではないか。どう書き込むか、どう位置づけるかは難しい問題であるが、住環境が非常に素晴らしいと言われる文京区として、視野に置いていることを記載してもよいという印象を持った。(廣田委員)

(事務局回答)

まず1点目の10年間という計画期間だが、国は空家特措法施行後5年を経過した場合において、法律の規定に検討を加える予定であった。実際は法改正ではなく、令和3年6月に基本指針、ガイドラインの改正を行った。今後ガイドラインや空家特措法の改正等がしばらく行われないと想定されるため、10年後を見据えた計画を実施していくと考えている。

なお、国の空家等対策の動向、社会情勢の変化により、必要に応じて適時、計画の見直しを行う。

次に2点目14ページの質問だが、総数211件全てに関し、どのような理由で空家等になったのか確認できていない状況であり、アンケートでも詳細な状況は教えてもらっていない。推測するに、一般的に再建築不可と言われ、4メートル以上の道路に2メートル接道しないと新たに建築できないが、そのような物件も全体の7分の1弱程度ある。新築・改築ではなく、他のアプローチで空家等解消に対応する提案をしていきたい。

3点目の共同住宅の質問だが、全室空室となっている共同住宅が211件中7件あり、他の一戸建ての空家等と同様の対応をしていきたい。また、国の制度が変わったら見直しを含め考えていく。

(川西幹事)

(幹事補足)

3点目の共同住宅の空室について、区では把握していないが、現在、都条例に基づくマンション管理状況届出制度を行っており、昭和58年以前に建てられたマンションを対象に、管理組合があるか、長期修繕計画作成しているか届け出させ、管理不全な状況に陥らないよう、区で行っているマンション施策等も活用しながら、良好な管理をするよう促している。一定程度の空室をなるべく減らす努力を啓発し、今後、文京区がマンション管理適正化推進計画を作成していく。マンション管理計画認定制度では、マンションが良好に管理されているかどうかを行政が認定していくことも今後始めていく。全ての共同住宅、アパートや長屋が対象となるわけではないが、分譲マンションを主軸に、なるべく空室が増えないよう、かつマンションが適正に管理してもらえよう促進していきたい。(有坂幹事)

(委員意見)

19ページ「4 空家等及び除却した空家等跡地の活用の促進施策」(1) 文京区空家等利活用事業の実施」の下線部最後、「事業を10年以上継続する場合は、改修にかかる費用を助成します」との内容だが、10年は長すぎるのではないか。

次の「(2) 文京区空家等対策事業の実施」の空家を除却して区が10年間行政目的で利用するとの内容も、10年は長すぎるのではないか。(新井委員)

(幹事回答)

空家等の利活用事業・対策事業につき、もう少し区民の方が活用しやすいように、という意見は区議会等からもあるが、極力そうできるよう研究していきたい。

ただ、この事業は補助金を出した場合、国からも補助が出る。その場合、10年を超えれば、出した補助金は返還の必要はないが、5年未満の場合、その期間に応じて何割を返還と、5年から10年までの間、補助率等が変わってくる。

また文京区の場合10年と設けているが、道路づけがよいなど、立地によってはすぐに民間に流通し売却されていく。その際は返還可能な額ということで、10年間という期間を設けている。もう少し臨機応変に活用しやすい形で、他の自治体の事例等も含め研究を進めていきたい。(有坂幹事)

(委員意見)

4ページCO<sub>2</sub>削減の補助金の情報、18ページ空家の譲渡所得の3,000万特別控除の情報、20ページ居住支援情報、23ページ固定資産税の住宅用地特例、25ページ民法改正も非常に有用で具体的な情報を、インデックスですぐに引けるような形でまとめると、より多くの人に手に取っていただけるのではないかと。(三上委員)

(事務局回答)

この計画を活用する人が見やすいという視点で、有益な情報を分かるよう示したい。(川西幹事)

(委員意見)

26ページは、空家の所有者等から相談があったとき、文京区ではいろいろな課が連携し、活用される可能性がある情報を止めない体制を整えている。

20ページ図16に居住支援協議会がある。解決に困っている地域で、空き家問題が深刻な地方の自治体では本当に危機感があり、居住支援協議会などを活性化させる事例が出ていて、どこまで踏み込むかが問われる。区は充実して計画に書き込んでいるが、新井委員の発言のように、解決していこうとなると、もっときめ細かくハードルを下げるということに、踏み込んでいかなければならないと思う。

先ほど廣田委員からも10年間は長いのではないかと意見があり、確かに10年間だと相当状況も変わる。区の答えのように10年間の計画書であるが理念書のようなもので、実際の業務は日々進行し対応しているので、ポリシーや目標が書いてあると考えたほうがよい。先ほど廣田委員から、どこに力点を入れるか浮き彫りにしたほうがよいと発言があった。文京区ではどうしていかをみんなで考えて、大事な言葉はぜひ今出したほうがよいと考えている。

大事なものは、今、区にいろいろな意見を言っているが、区だけが解決するわけではなく、実は危機感を覚えた他の自治体では、空家の話を住民も一緒に解決しようと住民側に戻し、住民同士でどこが空家になったら困るか、自分たちの家をどう守っていくか話し合いを始めたところもある。例えば宅建業界の人たちが寄り添い、空家にならないためにどうしたらよいか、アドバイスを強化する自治体も出ていると認識している。そのため文京区ではどうしたらよいか、ぜひ意見をいただきたい。特に区民側の委員がこれからどうしていきたいかという意見や感想によって、計画がより良いものになっていくため、ぜひ意見や感想をお願いしたい。(平田委員)

(委員意見)

1点目、文京区らしさはどこなのか。15ページの基本方針が一応ビジョンになると思うが、枠の中に書かれている3つは、おそらく全国全ての自治体で言えることである。

2点目は地域特性をもう少し分析すべきではないか。本郷地区の空き家は18%が店舗だと今回初めて認識したが、原因は何か、指定用途地域は何か、都市計画道路に面しているか、道路幅員は、地価はどうか、駅からの距離はどうか、そうした分析をもう少しきめ細やかに行う中で、文京区らしさが見えてくるのではないかと思った。

最後に、26ページに記載されている各課との連携はどれも非常に重要だと思う。特に大事なのは福祉政策課との連携で、「終活」の中で「住まいの終活」と銘打って行っている自治体も全国に増えている。「住まいの終活をしましょう」と言ったほうが響くし、そこは訴え方の違いだと思う。

「空家対策計画ができたので皆さん読んでください」と言うより、「住まいの今後のことをみんなで考えませんか」という訴え方がよかったりする。

特定空家等にしないために何をするか、現状を把握し悪化させないだけでなく、より上流に踏み込む必要がある。子供のいる世帯から夫婦二人暮らしになり、独り暮らしになって、相続されるという流れがある中で、今一人で暮らしている高齢者は福祉政策課の対象になることも多いと思うが、空家にしないために、さらには長期の空家にしないためにどうやっていけばよいかを、福祉政策課と連携しながら検討してほしい。(樋野委員)

(事務局回答)

1点目の文京区らしさという点では確かに一般的な記載事項で、文京区らしさを空家等対策の施策の中でどう反映させ生み出していくかは、重要な視点かつ難しい課題であり、その視点でも考えていきたい。

2点目は、現段階で空家等全体211件の中で、店舗11件のうち6件が本郷地区にあり、非常に大きな特色である。全国一律な対応ではなく、状況や特性を見据えた上で対応する必要がある。引き続きその他の地域についても、地域の特性、状況、接道、再建築や改修が可能かどうか、きめ細やかな対応が空家等対策に繋がることを踏まえ、文京区らしさはどこにあるか検討していく必要がある。

最後は福祉政策課と連携を深めながら進めていく必要がある。それぞれの課で抱えている情報や課題を共有しながらお互いに解決できること、対処できることがあれば連携していきたい。(川西幹事)

(幹事補足)

「住まいの終活」の意見に関し、福祉部では社会福祉協議会と連携し「文京ユアストーリー」という事業を行っている。住まいだけではないが、財産など終活に向けてどうしていきたいか、区民から相談を受け一緒に考えていこうとの取組である。もちろん、住まいのことも含めてどうしていくか考えていける。空家対策のことも十分踏まえた上で、今後も区民から相談があった場合、その視点も含めて相談に乗り、一緒に考えていければよいと思う。(福澤幹事)

(委員意見)

以前、犯罪被害者支援の仕事に携わったことがある。支援を求める人の意見で多いのは、他機関連携が図られているのはよいが、それぞれの窓口に行き同じことを何回も話し、同じような手続、

同じような書類を何回も出して、というのが非常に苦痛であるとの意見であった。一つの役所が一人の被害者を受け持ち、最初から最後まで面倒を見るのは非常に難しいが、現実には犯罪被害者支援団体が被害者支援を求める人に寄り添って、可能であれば最初から最後まで支援するスタイルが定着してきている。

空家についても非常に深刻な悩みを抱える人や支援が必要な人について、26ページの体制図を見ると、可能であればどこかの部署か協議会のような民間団体などが要望を聞きながら、いろいろな関係機関との間に立ち、最初から最後まで支援ができるよう入口から出口までの体制ができると、支援を求める人にとっては非常にありがたく感じるのではないかと思う。(廣田委員)

(事務局回答)

区に寄せられる、ワンストップで全ての手続と対応等を済ませてほしいという趣旨に沿った意見だと思う。様々な課が連携しながら行っているため、少なくとも互いの手続の基本的知識、内容を把握した上で案内し、できる範囲で少しずつ改善していきたい。まずは情報共有し、互いの部署の手続や内容を理解することから始めたい。(川西幹事)

(幹事補足)

大変貴重な意見をいただいた。課長が話した現状に尽きるが、空家がある、あるいは空家になるかもしれないときにどういう人が困っているか、関係がとても複雑である。周辺の人困っていたり、空家になりそうな家を持っている人が将来どうしようと思っていたり、様々なことがあって26ページには空家問題に関して、いろいろな側面から支援や対策ができるとの表現をしている。空家問題はどちらかといえば行政の中では比較的新しい問題で、このように協力できるという形でつくっている。

文京区における空家はどのような問題なのか、もう少しいろいろな形で徐々に明らかになっていくとき、今度は部門間の連携や、一番支援をしなければいけない人や地域や物など、様々なものが見えてくる。ワンストップ的なものが見えてくると思いつきながら聞いた。

いろいろな人が困っていて、どんな主体の人が問題を抱えているかを、重層的に見ていかなければならない。その観点も持ちながら、実は空家は、幅が広く深い問題であると今の話で見えてきたため、その観点・視点を持ち続け進めていきたい。(澤井幹事)

(委員意見)

今の話に関連し、26ページ「空家等の所有者等」という文言は、むしろ空家に悩まされている「近隣の方及び空家等の所有者等」と明記したほうがよいのではないか。また、相談した区民はいつまでに何ができるかをすぐに知りたい。例えば建築指導課が主な担当部署であれば、初期対策チームとして、1か月以内にここまでできる、それ以上はできないという目安を即座に教えてもらったほうが、区民には親切ではないか。(原田委員)

(事務局回答)

相談等は空家等の所有者よりも、近隣や関係機関からの情報提供で空家等が判明し、対応することが多い。情報提供者から連絡先を教えられれば、随時現地を見に行き、状況を伝えている。情報提供を密にして、近隣の安全や安心も含めた対応により、空家等の問題を別の側面からも解決していきたいと考えている。(川西幹事)

(幹事補足)

空家の近隣から相談があった際、担当が現地を見にいき、状況を確認した上で空家の所有者を調べ、所有者に宛て通知文を出す。近隣から苦情、要望が寄せられているため、早く対処してほしいと通知しているが、所有者からすぐに反応が来る場合と、全くなしのつづての場合があるので、いつまでに対応する等、明確なことが言えない状況である。

所有者の反応がない場合は再度通知を送り、また、仮に遠方に居住の場合、例えば木が伸び放題、草が伸び放題になっていけば区内の事業者を紹介し、遠方からでも対応できるよう、なるべく要望した人や近隣に住む人の住環境が少しでもよくなるよう、所有者に働きかけている。(有坂幹事)

(委員質疑)

相談した近隣の人に、このようなスケジュールで進めてきたと、電話等で回答しているということではいか。(原田委員)

(幹事回答)

そのとおり。一定程度時間をいただくと話しており、また、所有者から何らかの対応をしたと区に回答があれば、要望があった人にその旨を連絡し、状況を説明している。(有坂幹事)

(委員意見)

2点伺いたい。まず1点目、空家等に関する対策で重要なのが、周知することだと思う。文京区の強みの1つは教育で、例えば学びの中に空家等の対策を盛り込んでみてはいかがか。空家等の対策は全国的に問題になっているため、若い世代が空家の問題に向き合っていくことが周知する上で重要だと考える。

2点目は、10ページの空家一斉点検調査を今後予定しているか。空家は流動性や変化があり、定期的な確認が必要だと思う。計画では平成23年度、24年度の一斉点検調査を踏まえているため、現状の定期的な確認と調査結果が正しいかを踏まえ、今後一斉点検が行われるかどうか、また、点検後10年経過し、空家の状況の確認をするかどうか、今後の予定を伺いたい。(篠木委員)

(事務局回答)

空家等について、今後大きな問題や重要な課題になると認識している。発言のとおり若い世代や多くの区民にどのように周知啓発していくか課題であり、重要な視点として捉え、今後考えていきたい。

2点目の空家等の一斉点検は平成23年度、24年度に実施し、消防や警察が把握している空家等の情報や近隣からの情報を含め、空家等の確認を行っている。

今年度も関係者から連絡があり空家等を確認し、11件空家等が増えた。今年度、空家等全数の現地確認を行い、今の状況を確認している。14件は解体や改築され、6件は改修された。

一年に一回程度は定期的に空家等の状況を確認し、状況の推移を注視し、また必要に応じ啓発等の対応をしていくことは今後も変わらない。(川西幹事)

(委員意見)

14ページに空家が利用できない理由で、再建築不可のものが7分の1ぐらいあるとの話であったが、建築基準法の2メートル以上に接道していないから再建築できないことも実際そうなのだが、それで終わってよいのか。

建築基準法が消防上の観点で、安全な町並みとして2メートル以上を求めているのであれば、例えば区が買い取る、寄附を受ける、または隣家が買うときに融資や補助金を出して買いやすくするなど、その場合はまた売るときに回収しなくてはいけないと思うが、一步踏み込んで改善しなければいけない問題だと思う。(大野委員)

(事務局回答)

戦前から建てられた家は4メートル道路に2メートル以上接道していないところがあるが、消防等の緊急車両等が入れるスペースは、区民の安全・安心も含め国が決めているルールであり、守っていかないと地域の安全・安心は守れない。一方でその対応をどうするかは、重要な課題の一つと認識している。例えば隣接する人が買い取るか、簡単な内装改修をして住み続ける事例もあると聞いている。

建築基準法に違反している、または今後違反するような行為は、地域の安全・安心上からも厳に慎まなければならないため、どう解決していくか、個別のケースで様々な所有者等の考えも聞きながら対応していかなければならない、非常に難しい問題の一つである。(川西幹事)

(委員意見)

先ほど樋野副会長から話があったように、上流というか、まず空家になる前でどう食い止めるかが非常に重要だと思う。計画の中でそれが記載されているのが15ページ以下の施策の中で、17ページ、18ページの箇所だと思う。他の部分は視覚的にも非常に分かりやすく、とても理解しやすく書かれているが、この部分はその重要性に比して、ページ数や記載の分かりやすさ、具体性という意味で若干欠けると思う。

社会福祉協議会との連携で、厳密には「空家等の所有者等」ではないかもしれないが、そうなる以前の段階の人に対する終活的なものをしていけば、それも立派な空家対策だと思うので、盛り込むとよい。他にセミナーや相談会がもう少し分かりやすく表記されるとよい。実施していることが素晴らしいだけに、計画にきれいに反映されると素晴らしいと思った。

もう1点は法律の話で、23ページ以下(2)不在者財産管理人・相続財産管理人制度の中で何か所か「相続人検索の公告」となっているが、正しくは「搜索の公告」である。

その上で25ページにも書いてあるとおり、この制度は令和5年4月1日以降、現在の制度とは中身がかなり変わる。計画自体は令和5年3月策定と聞いているが、10年の計画期間中、旧法でいくのは1か月間だけで残りの9年11か月は新法となり、新法をベースにしなくてよいのか。(小笠原委員)

(事務局回答)

空家等になる前の周知は非常に重要な視点であり、当然、空家等になる前、また特定空家等になる前に対応するのが空家等を増やさず解消する手段の一つである。分かりやすく見やすい表記となるよう検討していく。

次に、民法が令和5年4月に改正されるため、発言のとおり計画のほとんどの期間が新しい民法下になる。民法のうち分かる情報は分かりやすく書き、この計画の中で旧法と新法の混乱がないよう表記の修文、修正を検討したい。(川西幹事)

(委員意見)

14ページの空家になる理由イ・ウは、身近な町会でそれと感じる空家が複数ある。町会や民生委員に相談がある場合、その先は専門ではないので、先ほど話があったように、この計画がハンドブックのように区民に分かりやすく、相談先があるという形になることを望んでいる。

また、26ページのように各課が縦割ではなく、横で繋がっていることがありがたい。昨年ハクビシンやスズメバチの巣のことをどこに連絡したらよいか悩んだ。いつも地域活動センターの所長にお願いするが、例えばスズメバチの巣のことならどこに電話をかけるか書いてあればありがたい。(戸野塚委員)

(事務局回答)

まず14ページ、空家等で困っている人や空家等に関心がある人、また対応したいという人のためにより分かりやすく理解しやすい表現や書き方を研究したい。

次に、連絡があった際の回答や解決を導き出せるよう、しっかりと情報共有しながら、各部署で互いの情報、実施方法、制度を理解して進めていきたい。

また来年4月、ホームページに計画のデータを掲載するため、ご参照いただきたい。(川西幹事)

(幹事補足)

区内に9か所の地域活動センターを設けており、所長が地域の相談員の役割を担っている。空家を含め、地域の様々な困りごとは、まず相談してもらえれば、役所内で縦割にならないよう情報提供ができるため活用いただきたい。(榎戸幹事)

(委員質疑)

目標値は定めないのであるか。他の自治体は目標値を定めているところもあり、特定空家の数を幾つに抑えるとか、文京区は空家等が約200件あるため10年後に100にするとか、あるいは先ほど紹介された「文京ユアストーリー」を書く人数を倍増させるなど、空家を減らすために幾つか施策がある。空家関連事業もあるので実績を幾つにするとか、数値目標を定めることは文京区に限らず全ての自治体の流れなので重要だと思う。(樋野委員)

(事務局回答)

目標値を定めて、それに向けて施策を実行することは非常に重要な指摘である。空家等利活用事業等も含め、どのような数値設定ができるか検討したい。(川西幹事)

## 7 その他

### <事務局説明>

事務局から、次回文京区空家等対策審議会の日時・場所の説明を行った。

## 8 閉会